414
A2997

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

新港集金之儀ニ付人民紛紜ヲ生シ居候趣

海岸区海部郡神戸及二ツ茶屋太以運輸之便

此事ニ依テ候且又退而思ヲ衍維新以来

府下水利ニ手ヲ下シ玉フ更ニ一安治川ヲ浚ヘ新

堀割之企又木津川ノ新堀割河ノ合各地方

之功ヲ奏スルコト少ナカラストセン就中淀川

之如キハ其労費ノ多キ言ヲ俟スシテ其功挙

大阪府

3814

之レ今日ニ至リテハ却テ其害ヲ見ル其故何ソヤ
初メ其事ヲ興ス常ニ唯其事ノ利ナルヲ知
テ其地脉水理ヲ窮メス偶洋人ノ業
之家ヲ雇フモ之ニ専ラナル人ヲシテ
遠ク欧州ニ擇テ之ヲ招カサレハ以テ水理
学ニ熟スル者ヲ至ヲ以テ唯明ニ其害ヲ
信シ徒ニ其功ヲ興スル故ニ其事極メテ杜
撰ニシテ経営スル所以ヲ以テ緻密ナラス

其業ヲ施スモ甚粗ナレハ乃チ民ヲ
害シテ遂ニ所以ナリ近頃少シク信濃川
ノ如キハ官幾千萬金ヲ出シ其費ヲ償
フト雖トモ所以ナルカナ其費ハ民ニ出テ手ヲ下ス
ハ官ニ在リ然レハ其業成ラサルトキハ官
其責ニ任シ之ヲ償ハサルヲ得サルノ理何ソ
今大阪府ノ舊蓄ヲ以テ就キ官民之ヲ同
ニ立テ其責ヲ受ルニ至ラサルハ甚シナリ土木ノ

功挙らざる時は人民かへつて譴責一に昇一身に帰し其業の半ならずして費用給せざるときは土木家の譴責又昇一身に帰し其責少なからずせん而して昇確乎動かざる所以のものは大に由る所有り窃に思ふ此事業の成功期する十の九以上に必せり如何となれば欧州有名の水理家数く実地土木の経験せしヿトルンなる者の昨年以来日夜研究海底

大阪府

の干満水力の強弱分厘の差何れも日に之を計り築港之法並水力の盛衰を保せしめ理を窮め加之危険の害を蒙りし跡を追て築港の其害を耐ゆ審かを計りて其方を設けしものなれば危険水理を窮めたる彼の杜撰の功作と異り天下の笑を取り人民をして害を遺すこと何らの路に非ん昇嘗て謂へ新に来る名

大阪府

政府の失策は都て人民の害なりとし足
為し或は出費を出し些事を起さで水泡
家の信を傷ることなきときは百の土崩家の
るとし弊決して之を拒むとし弊のドルレンシ信
あるも其の如く因て纔に為違の勢を
察するに第一在民の生を振て大に附せざる
ところなければ必ず官に在て民に在ん
如何となれば物を成させる官なり費を

出ることは民なし成物を増加する此の如く其
小心なるときは物甚貴の論不論の物に
在る耳然らば則ち其の信濃川とも及
あるもを修繕して者の害ーなるも
信濃川は人民唯其害を免れ利を得
ることし見む流る力費を出さんとせし其出金を
以て利を謀る事能はず然るときは其金を亂
用する事ある所の上の命にて其物除きするときは

大阪府

其責官ニ免ルヘキ所ニ非ス今年第號ヲ
備ハサル可ラサル所以ナリ故ニ世或ハ謂ラク
賣藥營ノ事モ他日或ハ官ノ許ヲ得ルノ
路ニ由ルヲ聞キ嗚呼是思ハサルノ甚シキヤ
ニ非スヤ夫レ賣藥ハ以テ此弊ヲ生スル賣藥營
ノ儀ニ係リ決シテ官民ノ關係ニアラス其責ヲ
辭セサルヘシ抑モ擧世ノ大要ナリ其集金ノ
寛嚴中ヲ得サルノ謬リハ速ニ悔悟シ

人民目下ニ注目スルノ意ヲ旨トシ呈スル所
ノ書ノ如シ蓋シ讀者其意ヲ了シテ之ヲ爲
賣藥營免許ヲ受ケ既ニ令ノ旨ニ拠
リ有ルヲ知ル故ニ嫁シ其可ヲ記シテ
寛嚴ヲ冒瀆スル者無キ事ヲ欲ス茲ニ
ンコトヲ

明治六年九月

大阪府權知事渡邊昇

大阪府

大阪府